

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第20号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
19	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略) (6) 法第10条第2項(法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)の規定による期間の短縮 (7) 法第11条(法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受付(一般粉じん発生施設に係るものを除く。) (8) 法第12条第3項(法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項におい	沼津市 富士市	19	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略) (6) 法第10条第2項(法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)の規定による期間の短縮 (7) 法第11条(法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受付(一般粉じん発生施設に係るものを除く。) (8) 法第12条第3項(法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項におい	沼津市 富士市

て準用する場合を含む。)の規定による届出の受付(一般粉じん発生施設に係るものを除く。)

(9)～(26) (略)

(27) 法第18条の15第1項の規定による届出の受付

(28) 法第18条の15第2項の規定による届出の受付

(29) 法第18条の16の規定による命令

(30) 法第18条の19の規定による命令

(31) 法第18条の23第1項の規定による届出の受付

(32) 法第18条の24第1項の規定による届出の受付

(33) 法第18条の25第1項の規定による届出の受付

(34) 法第18条の26の規定による命令

(35) 法第18条の29第1項の規定による勧告

(36) 法第18条の29第2項の規定による命令

(37) 法第26条第1項の規定による報告の要求及び立入検査 ((1)から(36)

て準用する場合を含む。)の規定による届出の受付(一般粉じん発生施設に係るものを除く。)

(9)～(26) (略)

(27) 法第18条の17第1項の規定による届出の受付

(28) 法第18条の17第2項の規定による届出の受付

(29) 法第18条の18第1項の規定による命令

(30) 法第18条の18第2項の規定による命令

(31) 法第18条の21の規定による命令

(32) 法第18条の28第1項の規定による届出の受付

(33) 法第18条の29第1項の規定による届出の受付

(34) 法第18条の30第1項の規定による届出の受付

(35) 法第18条の31の規定による命令

(36) 法第18条の34第1項の規定による勧告

(37) 法第18条の34第2項の規定による命令

(38) 法第26条第1項の規定による報告の要求及び立入検査 ((1)から(37)

	<p>までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>(38)～(41)</u> (略)</p> <p><u>(42)</u> 法第28条第2項の協力の要請及び意見の陳述(一般粉じん発生施設に係るものを除く。)</p> <p><u>(43)・(44)</u> (略)</p>			<p>までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p><u>(39)～(42)</u> (略)</p> <p><u>(43)</u> 法第28条第2項の規定による協力の要請及び意見の陳述(一般粉じん発生施設に係るものを除く。)</p> <p><u>(44)・(45)</u> (略)</p>	
20	<p>大気汚染防止法(以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第11条(法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び<u>第18条の31第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(5) 法第12条第3項(法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び<u>第18条の31第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>法第18条の15第1項</u>の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(17) <u>法第18条の15第2項</u>の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(18) <u>法第18条の23第1項</u></p>	<p>全市町(静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。)</p>	20	<p>大気汚染防止法(以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第11条(法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び<u>第18条の36第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(5) 法第12条第3項(法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び<u>第18条の36第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(6)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>法第18条の17第1項</u>の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(17) <u>法第18条の17第2項</u>の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(18) <u>法第18条の28第1項</u></p>	<p>全市町(静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。)</p>

	の規定による届出に係る届出書の受付 (19) <u>法第18条の24第1項</u> の規定による届出に係る届出書の受付 (20) <u>法第18条の25第1項</u> の規定による届出に係る届出書の受付	
(略)		
32の9	<p>森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（2以上の市町の区域をその地区とする組合に係るものを除く。） <u>(37)から(5)までにおいて</u> <u>は、森林組合連合会に係るものを除く。）</u></p> <p>(1) 法第10条第1項の承認</p> <p>(2) 法第10条第3項の承認</p> <p>(3) 法第10条第4項の規定による届出の受付</p> <p>(4) 法第12条の規定により知事に属することとされる信託法（平成18年法律第108号）に規定</p>	静岡市 浜松市

	の規定による届出に係る届出書の受付 (19) <u>法第18条の29第1項</u> の規定による届出に係る届出書の受付 (20) <u>法第18条の30第1項</u> の規定による届出に係る届出書の受付	
(略)		
32の9	<p>森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（2以上の市町の区域をその地区とする組合に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第10条第1項<u>（法第109条第1項において準用する場合を含む。）</u>の承認</p> <p>(2) 法第10条第3項<u>（法第109条第1項において準用する場合を含む。）</u>の承認</p> <p>(3) 法第10条第4項<u>（法第109条第1項において準用する場合を含む。）</u>の規定による届出の受付</p> <p>(4) 法第12条<u>（法第109条第1項において準用する場合を含む。）</u>の規定により知事に属するこ</p>	静岡市 浜松市

	<p>する裁判所の権限に係る事務</p> <p>(5) 法第19条第1項の承認</p> <p>(6) 法第19条第3項の承認</p> <p>(7) 法第19条第4項の規定による届出の受付</p> <p>(8) 法第24条第1項の承認</p> <p>(9) 法第24条第3項の承認</p> <p>(10) 法第24条第4項の規定による届出の受付</p> <p>(11) 法第25条第1項の認可</p> <p>(12) 法第25条第3項の規定による意見の聴取</p>			<p>ととされる信託法（平成18年法律第108号）に規定する裁判所の権限に係る事務</p> <p>(5) 法第19条第1項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の承認</p> <p>(6) 法第19条第3項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の承認</p> <p>(7) 法第19条第4項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出の受付</p> <p>(8) 法第24条第1項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の承認</p> <p>(9) 法第24条第3項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の承認</p> <p>(10) 法第24条第4項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出の受付</p> <p>(11) 法第25条第1項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の認可</p> <p>(12) 法第25条第3項（<u>法第109条第1項において</u></p>	
--	---	--	--	--	--

	<p>(13) 法第26条の3第1項の承認</p> <p>(14) 法第26条の3第3項の承認</p> <p>(15) 法第26条の3第4項の規定による届出の受付</p> <p>(16) 法第53条第1項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任及び総会の招集</p> <p>(17) 法第53条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任</p> <p>(18) 法第61条第2項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の認可</p> <p>(19) 法第61条第4項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）</p>		<p><u>準用する場合を含む。）</u> の規定による意見の聴取</p> <p>(13) 法第26条の3第1項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。）</u>の承認</p> <p>(14) 法第26条の3第3項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。）</u>の承認</p> <p>(15) 法第26条の3第4項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。）</u>の規定による届出の受付</p> <p>(16) 法第53条第1項（<u>法第109条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任及び総会の招集</p> <p>(17) 法第53条第3項（<u>法第109条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任</p> <p>(18) 法第61条第2項（<u>法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）</u>の認可</p> <p>(19) 法第61条第4項（<u>法第100条第2項及び第109条第3項において準</u></p>	
--	---	--	---	--

の規定による届出の受付

(20) 法第78条第1項（法第100条第3項において準用する場合を含む。）の認可

(21) 法第78条第2項（法第61条第3項、第83条第3項、第84条第3項、第100条第3項及び第100条の8第2項（第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の要求

(22) 法第80条第1項（法第61条第3項、第83条第3項、第84条第3項、第100条第3項及び第100条の8第2項（第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の通知

用する場合を含む。）の規定による届出の受付

(20) 法第78条第1項（法第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の認可

(21) 法第78条第2項（法第61条第3項、第83条第3項、第84条第3項（第108条の3第2項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）、第88条の3第3項、第100条第3項、第100条の8第2項（第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。）、第108条の2第3項、第108条の5第3項、第108条の13第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の要求

(22) 法第80条第1項（法第61条第3項、第83条第3項、第84条第3項（第108条の3第2項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）、第88条の3第3項、第100条第3項、第100条の8第2項（第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。）、第108条

(23) 法第80条第2項後段
(法第61条第3項、第80条第5項後段、第83条第3項、第84条第3項、第100条第3項及び第100条の8第2項(第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の証明

(24)・(25) (略)

(26) 法第84条第2項(第100条第4項において準用する場合を含む。)の認可

(27) 法第89条第2項の規定による選任

の2第3項、第108条の5第3項、第108条の13第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。)の通知

(23) 法第80条第2項後段
(法第61条第3項、第80条第5項後段、第83条第3項、第84条第3項(第108条の3第2項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)、第88条の3第3項、第100条第3項、第100条の8第2項(第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。))、第108条の2第3項、第108条の5第3項、第108条の13第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。)の証明

(24)・(25) (略)

(26) 法第84条第2項(法第100条第4項、第108条の3第2項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)の認可

(27) 法第88条の3第2項の認可

(28) 法第89条第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による選任

<p>(28)～(36) (略)</p>		
<p>(37)～(49) (略)</p> <p>(50) 法第115条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による議決、選挙及び当選の取消し</p> <p>(51) 法第116条の規定による契約の取消し</p>		
(略)		
64の7	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務(地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業に限る。)に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>熱海市 伊東市 富士市 焼津市 藤枝市 伊豆の国市 清水町</p>
(略)		
84	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性</p>	<p>静岡市 浜松市</p>

<p>(29)～(37) (略)</p>		
<p>(38) 法第108条の2第2項の認可</p> <p>(39) 法第108条の2第5項の規定による届出の受付</p> <p>(40) 法第108条の5第2項の認可</p> <p>(41) 法第108条の13第2項の認可</p> <p>(42)～(54) (略)</p> <p>(55) 法第115条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決議、選挙及び当選の取消し</p>		
(略)		
64の7	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務(地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業に限る。)に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>熱海市 伊東市 富士市 焼津市 藤枝市 伊豆の国市 清水町 長泉町 小山町</p>
(略)		
84	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性</p>	<p>静岡市 浜松市</p>

	<p>の確保等に関する法律 (以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則(以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務(動物用医薬品等に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (1)から(24)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>			<p>の確保等に関する法律 (以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則(以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務(動物用医薬品等に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) <u>法第40条の5第1項の許可に係る申請書の受付及び同項の許可に係る許可証の手交</u></p> <p>(25) <u>法第40条の7第1項において準用する法第10条第1項の規定による届出に係る届出書の受付</u></p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (1)から(26)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
(略)			(略)		
85	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(以下この項において「政令」という。)の施行に関する次に掲げる事務(動物用医薬品等に係るものを除く。)</p>	静岡市 浜松市	85	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(<u>昭和36年政令第11号</u>)。以下この項において「政令」という。)の施行に関する次に掲げる事務(動物用医薬品等に係るものを除く。)</p>	静岡市 浜松市

	(1)～(5) (略)	
86	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>(26) 政令第45条第1項の書換え交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交（配置販売業に係るものに限る。）</p> <p>(27) 政令第46条第1項の再交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交（配置販売業に係るものに限る。）</p> <p>(28) 政令第46条第3項の規定による返納の受付（配置販売業に係るものに限る。）</p> <p>(29) 政令第47条の規定による返納の受付（配置販売業に係るものに限る。）</p>	静岡市 浜松市

	(1)～(5) (略)	
86	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>(26) 政令第45条第1項の書換え交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交（配置販売業及び<u>再生医療等製品販売業</u>に係るものに限る。）</p> <p>(27) 政令第46条第1項の再交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る許可証の手交（配置販売業及び<u>再生医療等製品販売業</u>に係るものに限る。）</p> <p>(28) 政令第46条第3項の規定による返納の受付（配置販売業及び<u>再生医療等製品販売業</u>に係るものに限る。）</p> <p>(29) 政令第47条の規定による返納の受付（配置販売業及び<u>再生医療等製品販売業</u>に係るものに限る。）</p>	静岡市 浜松市

	(30)～(34) (略)	
(略)		
99の6	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務(2以上の市町の区域をその実施の場所とする地域経済 ^{けん} 牽引事業に係るものを除く。) (1)～(3) (略) (4) <u>法第36条第1項</u> の規定による報告の要求	静岡市 浜松市
(略)		
150の12	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略)	三島市 富士宮市 藤枝市 御殿場市 湖西市
(略)		
150の14	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成9年政令第324号。以下この項において「政令」という。)第26条第3項(政令第30条において準用する場合を含む。)の承認	三島市 富士宮市 藤枝市 御殿場市 湖西市
(略)		
151の17	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	全市町(建築基準法第4条第1

	(30)～(34) (略)	
(略)		
99の6	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務(2以上の市町の区域をその実施の場所とする地域経済 ^{けん} 牽引事業に係るものを除く。) (1)～(3) (略) (4) <u>法第41条第1項</u> の規定による報告の要求	静岡市 浜松市 <u>牧之原市</u>
(略)		
150の12	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略)	三島市 富士宮市 <u>富士市</u> 藤枝市 御殿場市 湖西市
(略)		
150の14	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成9年政令第324号。以下この項において「政令」という。)第26条第3項(政令第30条において準用する場合を含む。)の承認	三島市 富士宮市 <u>富士市</u> 藤枝市 御殿場市 湖西市
(略)		
151の17	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	全市町(建築基準法第4条第1

	<p>律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(6) （略）</p>	<p>項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>		<p>律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p><u>(7) 法第19条第1項の規定による届出に係る届出書の受付</u></p> <p><u>(8) 法第20条第2項の規定による通知に係る通知書の受付</u></p> <p><u>(9) 法第34条第1項の規定による認定に係る申請書の受付</u></p> <p><u>(10) 法第36条第1項の規定による認定に係る申請書の受付</u></p> <p><u>(11) 法第41条第1項の規定による認定に係る申請書の受付</u></p>	<p>項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>
151 の18	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</u></p> <p><u>(1) 法第19条第1項の規定による届出に係る届出書の受付</u></p> <p><u>(2) 法第20条第2項の規定による通知に係る通知書の受付</u></p> <p><u>(3) 法第29条第1項の規定による認定に係る申請書の受付</u></p> <p><u>(4) 法第31条第1項の規定による認定に係る申</u></p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>	151 の18	<p>削除</p>	

	<p>請書の受付</p> <p>(5) <u>法第36条第1項の規定による認定に係る申請書の受付</u></p>				
151 の19	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）</p>	<p>全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。）</p>	151 の19	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>法第12条第1項の規定による提出に係る計画書の受付</u></p> <p>(2) <u>法第12条第2項の規定による提出に係る計画書の受付</u></p> <p>(3) <u>法第12条第3項の規定による交付に係る通知書の手交</u></p> <p>(4) <u>法第13条第2項の規定による通知に係る通知書の受付</u></p> <p>(5) <u>法第13条第3項の規定による通知に係る通知書の受付</u></p> <p>(6) <u>法第13条第4項の規定による交付に係る通</u></p>	<p>全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。）</p>

	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第29条第1項</u>の規定による認定に係る申請書の受付</p> <p>(4) <u>法第31条第1項</u>の規定による認定に係る申請書の受付</p> <p>(5) <u>法第36条第1項</u>の規定による認定に係る申請書の受付</p>			<p><u>知書の手交</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) <u>法第34条第1項</u>の規定による認定に係る申請書の受付</p> <p>(10) <u>法第36条第1項</u>の規定による認定に係る申請書の受付</p> <p>(11) <u>法第41条第1項</u>の規定による認定に係る申請書の受付</p>	
151 の20	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>	151 の20	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>省令第25条第1項</u>（<u>省令第28条において準用する場合を含む。</u>）の規定による通知に係る通知書の手交</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>省令第31条第1項</u>の規定による通知に係る通知書の手交</p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>
151 の21	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>省令第25条第1項</u>（<u>省令第28条において</u></p>	<p><u>全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を</u></p>	151 の21	<p><u>削除</u></p>	

	<u>準用する場合を含む。）</u> <u>の規定による通知に係</u> <u>る通知書の手交</u> <u>(2) 省令第31条第1項の</u> <u>規定による通知に係る</u> <u>通知書の手交</u>				
151 の22	建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律施行規則（以下この項 において「省令」とい う。）の施行に関する次に 掲げる事務（建築基準法 第6条第1項第4号に掲 げる建築物（その新築、 改築、増築、移転又は用 途の変更に関して、法律 並びにこれに基づく命令 及び条例の規定により知 事の許可を必要とするも のを除く。）以外の建築物 に係るものに限る。） <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u>	全市町（建築基 準法第97条の2 第1項の規定に より建築主事を 置く市町に限 る。）	151 の22	建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律施行規則（以下この項 において「省令」とい う。）の施行に関する次に 掲げる事務（建築基準法 第6条第1項第4号に掲 げる建築物（その新築、 改築、増築、移転又は用 途の変更に関して、法律 並びにこれに基づく命令 及び条例の規定により知 事の許可を必要とするも のを除く。）以外の建築物 に係るものに限る。） <u>(1) 省令第11条の書面の</u> <u>交付に係る申請書の受</u> <u>付</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) 省令第29条の書面の</u> <u>交付に係る申請書の受</u> <u>付</u> <u>(4) (略)</u>	全市町（建築基 準法第97条の2 第1項の規定に より建築主事を 置く市町に限 る。）
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町

(略)		
83	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品（次項、85の項及び86の項において「動物用医薬品等」という。）に係るものを除く。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第35条第3項ただし書の許可</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第69条第3項の規定による立入検査及び質問</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	静岡市 浜松市
84	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の</p>	静岡市 浜松市

(略)		
83	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品（次項、85の項及び86の項において「動物用医薬品等」という。）に係るものを除く。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第35条第4項ただし書の許可</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第69条第3項の規定による立入検査及び質問（<u>地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係るものを除く。</u>）</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第72条の2の2の規定による命令（卸売販売業に係るものに限る。）</u></p> <p>(9)～(12) (略)</p>	静岡市 浜松市
84	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の</p>	静岡市 浜松市

施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）

(1)～(4) （略）

(5) （略）

(6) 法第14条第13項の承認に係る承認書の手交（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものを除く。）

(7)～(25) （略）

(26) 法第68条の16第1項の承認に係る申請書の受付（(4)の申請書（法第13条第3項の更新に係るものを除く。）及び(11)の申請書（法第23条の2の3第3項の更新に係るものを除く。）と同時に提出されるものに係るものに限る。）及び法第68条の16第1項の承認に係る承認書の手交

施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）

(1) 法第6条の2第1項の認定に係る申請書の受付

(2) 法第6条の3第1項の認定に係る申請書の受付

(3)～(6) （略）

(7) 法第13条の2の2第1項の登録に係る申請書の受付

(8) （略）

(9) 法第14条第15項の承認に係る承認書の手交（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものを除く。）

(10)～(28) （略）

(29) 法第68条の16第1項の承認に係る申請書の受付（(6)の申請書（法第13条第3項の更新に係るものを除く。）及び(14)の申請書（法第23条の2の3第3項の更新に係るものを除く。）と同時に提出されるものに係るものに限る。）及び法第68条の16第1項の承認に係る承認書の手交

	(27) (1)から(26)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの			(30) (1)から(29)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
(略)			(略)		
86	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）	静岡市 浜松市	86	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。） <u>(1) 政令第2条の7の認定の手交</u> <u>(2) 政令第2条の8第1項の書換え交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る認定証の手交</u> <u>(3) 政令第2条の9第1項の再交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る認定証の手交</u> <u>(4) 政令第2条の10第1項の規定による返納の受付</u> <u>(5)～(14) (略)</u> <u>(15) 政令第16条の3第1項の登録証の手交</u> <u>(16) 政令第16条の4第1項の書換え交付に係る</u>	静岡市 浜松市
	(1)～(10) (略)				

					申請書の受付及び同項の規定による申請に係る登録証の手交	
					<u>(17) 政令第16条の5第1項の再交付に係る申請書の受付及び同項の規定による申請に係る登録証の手交</u>	
					<u>(18) 政令第16条の6第1項の規定による返納の受付</u>	
			(11)～(34) (略)		(19)～(22) (略)	
(略)			(略)			
87	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務	静岡市 浜松市		87	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務	静岡市 浜松市
			(1)～(9) (略)		<u>(1) 省令第16条の3第1項の規定による届出に係る届出書の受付</u>	
(略)			(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年8月1日から施行する。
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項及び第9項の申請の受付を静岡市及び浜松市が処理することとする。
- この条例の施行の際現に効力を有する知事が行った承認その他の行為又は現に知事に対して行っている承認の申請で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後この条例の規定による改正後の静岡県

事務処理の特例に関する条例の規定により市が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該市の長が行った承認その他の行為又は当該市の長に対して行った承認の申請とみなす。